

平成二十一年六月十六日受領
答弁第五〇六号

内閣衆質一七一第五〇六号

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する質問に
対する答弁書

一及び二について

外務省において確認した範囲では、御指摘の期間において、御指摘のような事例は確認されなかった。

三について

在勤手当は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）に基づき、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するために支給される手当として、その額は、在外公館の所在地における物価、為替相場、生活水準等を勘案して、適正に定められており、国民の理解は得られているものと考えている。